

愛媛海区漁業調整委員会の委員候補者募集要領

漁業法等の一部を改正する等の法律による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 139 条第 1 項の規定により、次のとおり愛媛海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）候補者を募集します。

1 募集人数

委員定数 15 名

（内訳）

漁業者又は漁業従事者委員 10 名

学識経験委員（資源管理及び漁業経営に関する者） 2～4 名

中立委員（委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者） 1～3 名

2 主な職務・活動内容

法 135 条の規定に基づき、漁業権や漁業調整規則に関する知事の諮問に答申すること、水産動植物の採捕制限に関する指示を行うことなど、海区内における漁業に関する事項を処理します。

具体的な職務の内容については、年間 4 回程度開催される委員会への出席や関連する会議への出席などです。

3 任期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年間）

4 身分

愛媛県の特別職の非常勤職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号）

5 報酬

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和 28 年 3 月 13 日条例第 7 号）第 10 条の規定に基づき、報酬を支給します。

会長 日額 21,000 円

委員 日額 19,000 円

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次に掲げる各委員の要件を満たす者となります。

委員区分	区分毎の資格	共通の資格
漁業者又は 漁業従事者	海区に沿う市町（四国中央市、新居浜市、西条市、上島町、今治市、松山市、松前町、伊予市、大洲市、伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市、愛南町）の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）であること。	以下の各号のいずれにも該当しないこと。 (1) 愛媛県内に住所を有しない者 (2) 年齢満18年未満の者 (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者 (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (5) 愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等 (6) 愛媛県議会議員
学識経験者	以下のいずれかの学識を有すること。 (1) 資源管理に関する学識を有する者 (2) 漁業経営に関する学識を有する者	
中立	海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者	

7 推薦する者の資格

委員選任案の同意を行う県議会又はその議員が推薦を行うことは認められません。

8 推薦及び応募の手続き

以下の（1）の様式に必要事項を記入の上、（2）の添付書類を添えて、郵送（書留）又は持参により、愛媛県農林水産部水産局水産課へ提出してください。

様式の入手方法は（3）のとおりです。

ただし、推薦及び応募に係る書類は、返却しませんので、御了承ください。

（1）推薦及び応募の様式

ア個人が推薦する場合（様式第1号）

イ法人又は団体が推薦する場合（様式第2号）

ウ自ら応募する場合（様式第3号）

（2）添付書類

【共通】

- ・ 委員候補者の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類の写し
 （例）運転免許証、マイナンバーカード（個人番号が記載されていない面のみ）、保険証などの写し

【法人又は団体が推薦する場合】

- ・ 登記事項証明書の原本又は定款・規則・規約その他これらに類するものの写し
 ※登記事項証明書は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書とすること。
 ※定款・寄附行為等の写しは原本証明をすること。

【漁業者・漁業従事者委員として推薦・応募する場合のみ】

- ・委員候補者が法第 138 条第 5 項に規定する漁業者又は漁業従事者であることを証する書類
(例) 所属漁協の証明書類、水揚げ伝票

(3) 様式の入手方法

様式は、県のホームページからダウンロードできるほか、以下の窓口に備えています。

愛媛県農林水産部水産局水産課（愛媛県庁第 1 別館 7 階）

(4) 提出部数

推薦書、応募申込書及び添付書類各 1 部

(5) 受付期間

ア令和 6 年 11 月 29 日（金）から令和 6 年 12 月 25 日（水）まで【必着】

- ・持参する場合は、県庁開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に提出してください。

※土、日、祝日は受付しません。

- ・郵送（書留）又は持参により、最終日の午後 5 時 15 分までに必着とします。

イ申込状況等によって、書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に県ホームページにより公表します。

9 推薦・応募状況の公表及び内容

(1) 公表の時期及び方法

受付期間の中間及び期間終了後に、県ホームページに掲載して公表します。

(2) 公表の内容

ア推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

イ推薦を受ける者又は応募する者が、法第 138 条第 5 項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
ウ推薦又は応募の理由

エ推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

オ応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

カその他知事が必要と認める事項

10 候補者の評価及び決定

愛媛海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会が提出された書類を基に評価を行い、評価の結果を知事に報告します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

知事は任命予定者を決定し、県議会の同意を得た上で、委員として任命します。

11 注意事項

- (1) 推薦・応募に係る経費は、全て推薦者、被推薦者又は応募者の負担とします。

- (2) 提出期限後の推薦書等の再提出及び訂正等は、原則認めません。

- (3) 提出書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- (4) 選考結果は、推薦者（個人推薦の場合は代表者）、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

12 個人情報の取扱い

推薦調書等及び提出のあった書類に記載された個人情報については、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年 10 月 16 日条例第 41 号）に基づき適正に管理し、当該個人情報は、海区漁業調整委員会の委員の任命のために必要な場合に使用し、それ以外の目的に使用しません。

13 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県農林水産部水産局水産課漁場管理係（愛媛県庁第一別館 7 階）

（お問い合わせの受付：開庁日の 8：30～17：15）

TEL 089-912-2615（ダイヤルイン）